

秋田市学校給食費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市規則第37号

秋田市学校給食費に関する条例施行規則の一部を改正する規則
秋田市学校給食費に関する条例施行規則（平成28年秋田市規則第64号）
の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「第 4 条第 1 項」を「第 4 条第 1 項本文」に改め、同条
中第 5 項を第 6 項とし、第 2 項から第 4 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 1
項の次に次の 1 項を加える。

2 条例第 4 条第 1 項ただし書の規則で定める保護者は、学校給食を受け
る児童の保護者のうち、次に掲げる保護者以外の保護者とする。

(1) 当該児童について生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条の規
定による教育扶助で学校給食費に関するものが行われている場合の保
護者

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が別に定める保護者

附則に次の 1 項を加える。

（令和 8 年度における中学校の学校給食費の額の特例）

3 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間に中学校において実
施する学校給食に係る学校給食費の額に関する第 3 条の規定の適用につ
いては、同条第 3 項第 2 号中「470円」とあるのは「340円」と、同条第
4 項中「前項」とあるのは「附則第 3 項の規定により読み替えられた前
項」と、同条第 5 項中「前 2 項」とあるのは「附則第 3 項の規定により
読み替えられた前 2 項」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の秋田市学校給食費に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に実施する学校給食に係る学校給食費について適用し、同日前に実施する学校給食に係る学校給食費については、なお従前の例による。